

第8回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議

平成22年4月19日

【事務局】 それでは、全員の委員の皆さんそろわれましたので、ただいまより、「第8回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を開催させていただきたいと思います。

毎度のことですが、皆様方、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

なお、大臣、まだ国会が続いておりますので、遅れて参りますので、先にぜひ始めておいていただきたいということでございますので、今日は冒頭のカメラ撮り等は一切なしで、議事は非公開で開催させていただきたいと思います。なお、会議終了後は、会議の様様を〇〇（政務三役）から会見でご披露いただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以降の議事進行については、〇〇先生（委員）にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【委員】 どうもありがとうございます。

早速ですが、それでは議事を進めさせていただきます。

本日、そこに議事次第をお配りいたしておりますが、先ほどございましたように、前原大臣は遅れて来られますので、ごあいさつは割愛させていただきます。

それでは、本日、議事次第の（１）前回までの討議の補足と、（２）利水の観点からの検討、それから、個別ダム検証の進め方等、その他とございますが、まず最初に、（１）については、後ほどご説明をお願いすることにいたしまして、まず（２）の「利水の観点からの検討」について討議をいたしたいと思います。

事務局に資料を準備するようお願いしておりますが、ご説明をお願いしたいと思います。

【事務局】 利水の観点からの検討についての資料を説明させていただきます。

資料２と右肩に書いた資料です。個別ダムの検証における利水の観点からの検討イメージというタイトルがついています。

前回までに治水対策についての検証のご意見をいただいていたところですが、今回、検証対象となっている事業のうち、半分以上は多目的ダムでありまして、水道ですと

か、工業用水ですとか、様々な利水の事業主体との共同事業という形になっています。そのために、今回、この検証を行う場合には、その共同事業者に対して、こういった検証を行うということのご理解をいただくということ、また、その検証についてのご協力をいただくということが、特に利水の検証を行う上での非常に重要な点ではないかと考えられます。そのために、座長とご相談の上、治水の検討の資料をベースにしてその事業主体が変わるといったところもありますので、その辺の表現ぶりに配慮してつくりかえられたところ です。

資料の上のほうから、その流れを説明させていただきます。

一番上の左側です。まず、このダムの子業の利水の参画者に対して、ダム子業へ参画の継続の意志があるかどうか、また、改めて開発量として何 m^3/s が必要かということを確認をさせていただくということから始めるということが示されております。ちょうどここに※1がついています。右側にその注意書きが書かれていますけれども、このところで、必要に応じて、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うということを要請しようとしております。このところで、現在の計画のまま引き続き同量が必要であるという回答もあるでしょうし、改めて見直して、違う量という回答の可能性もあると考えられます。

それから、その右側です。現在の個別ダムの計画は、このダムに貯めた水を水源として使用するという計画になっておりますけれども、この水源を、ダムを水源とするかわりに、別の代替案が考えられないかということを検討するように要請するということです。この代替案については、別のページでまた詳しくご説明させていただきますけれども、要請という若干弱めた表現となっています。ここは利水者で検討が可能かどうかということもあるかと考えられます。かなりの作業量が伴う場合もありますし、なかなか強制という形はとりづらいのではないかと考えられます。ただし、例えば水道子業ですが、水道法に基づく子業計画の認可ですとか、水道子業についても、政策評価法に基づきます5年ごとの子業計画の再評価ということも行われていますので、既にかんりの検討を行っている子業もあるかと思ひます。そういった場合には、変更があれば、かなり作業的にも対応していただける可能性があるかと、あるいは、全く中身が変わらなければ、それを提示するという可能性もあるかということもありますので、要請をしたときに、利水者のほうで検討していただける場合と検討していただけない場合ということがあるかと考えられまして、代替案の検討の要請においては、検討される場合とされない場合という可能性があるかと考

えられます。

その下は、検証検討主体として、利水参画者の代替案の妥当性を、可能な範囲で確認というふうに考えられます。ここで検証検討主体という言葉が入っていますが、それは右下に角が取れた四角があります。検証検討主体、直轄ダムの場合は地方整備局、水機構ダムの場合は水資源機構及び地方整備局、補助ダムの場合は都道府県、括弧して（地方整備局が協力）という記述がありますが、これはいろいろと広汎な視点で、さまざまな代替案、あるいは、その評価をする可能性があるということで、必要に応じて地方整備局が協力することが想定されるため、括弧書きとなっています。こういった検証検討主体が、利水参画者からの代替案の検討の提示について、妥当性を確認するということが、必要と考えられます。

例えばということで書かれていますが、代替案が地下水利用だということが提示された場合は、実際に地盤沈下の問題がないかどうか、それから、水質の問題がないかどうかという確認を行った上で、必要に応じて、関係機関の見解を求めるところです。

そういった開発量の確認、それから、代替案の提案を受けまして、検証検討主体、これがダム事業者として、あるいは水利権の許可権者という形での立場ですが、可能な範囲で代替案を検討するということが考えられます。

さらに、その検討をした上で、概略検討により、利水対策案を抽出と書かれています。実際の利水対策案というのは、1つですべて代替できる可能性というのは、非常に少ないのではないかと考えられます。いろんな組み合わせで成り立っていると考えられますので、概略検討をして、数案を抽出するというを一たん行った上で、さらに利水対策案を利水参画者に提示、意見聴取をするという手続を踏むということが考えられます。ここで意見聴取ですが、利水参画者以外に、関係河川利用者、それから関係自治体が考えられます。

それから、利水対策案を評価軸ごとに検討ということで、後ろのページにまた細かく載っていますが、評価軸をもとに検討して、それをもとに、さらに総合的に検討するという流れが考えられます。

利水対策案、最後に書かれていますが、基本的に現行計画の利水安全度を確保するというところで、一番上にあります利水参画者が提示してまいりました必要量を全量確保することを基本として立案するというところです。また、この検討にあたりましては、別途行われます治水対策の検討と情報を共有化を図りながら進めていくということが必要かと考えられます。

この検討イメージが全体の大まかな流れでして、次の別紙1というところに、具体的な代替案の提示がされています。「利水代替案（たたき台）」と書いてあります。

まず、一番上に検証対象というのが書かれています。ダム、河口堰、湖沼開発、それから、流況調整河川というのが検証対象と考えられますけれども、それぞれのものに対して、利水上の効果というところで、定量的に見込むことが可能かどうか、取水可能地点というところが書かれています。

その検証対象の下に、それ以外に、それに取ってかわる形で考えられないかということで、幾つかの案が提示されています。

まず、供給面での対応（河川区域内）と書かれています。最初に河道外貯留施設（貯水池）です。通常、水が流れていない河川区域内というところで、例えば、高水敷のところに貯水池を設けて、河川の流水を導水して、貯留をするというもので、それを水源とすることが考えられます。次、関係者でCと書かれています。それは右側の外枠の欄に書かれています。この代替案を検討するにあたっての「関係者」が書かれています。Aについては、需要者、実際に水を使う人と密接に関係するということで、需要者の協力が必要となり、専ら利水参画者において検討を行うもの。いわゆる供給者に近い立場の利水参画者による検討が必要だとされており。あと、BとCにつきましては、河川管理者の関与が必要かどうかというところを整理して書き分けられています。Bについては、関与がなしに検討が可能であること、Cについては、河川管理者の関与が必要であるものとされています。最後、Dについては、河川管理者の関与、それから、他の利水者の関与がまた必要ではないかという項目です。この一番上の項目については、Cということで、河川管理者の関与が必要ではないかということで、定量的に見込むことが可能、それから、取水可能地点が、施設の下流と書かれています。

あと、基本的にダムに頼らない形ということですが、どうしても利水という観点でのダムという可能性があると考えられます。その場合、利水の単独のダムとされています。その場合は、主体が利水者となりますので、河川法上の許可をもらった上で設置することになり、許可工作物という整理になります。利水者のほうでダムを建設して、水源とする。これについてもCということで、河川管理者の関与、それから、定量的に可能で、施設の下流ということ。す。

それから、ダムの再開発。既存のダムをかさ上げ、あるいはその貯水池を掘削することで容量を増やして、それを水源とするという可能性です。これもCでダム下流とされてい

ます。

それから、他用途ダム容量の買い上げということで、既存のダムの発電容量、あるいは治水容量を買い上げて利水容量とする、新たに容量配分を見直した形での利水容量を確保して水源とするという案です。これもC、可能、ダム下流とされています。

それから、河川区域外での供給面の対応ということで、ほかの余裕がある水系から導水して水源とするという水系間導水が考えられます。これについては、ほかの水系から導水するということですので、ほかの利水者との関係ということで、Bと考えられます。それから、量としては可能、導水の下流とされています。

それから、河川区域外で、地下水の取水です。これは井戸の新設により、水源とするということで、量的に見込むことがある程度可能ですが、河川管理者の関与なしに、これは実際に地盤の状況を見て検討が可能ですが、ただし、井戸の場所が限定されますので、水供給の場所も非常に限定された形になるだろうと考えられます。

それから、河道外貯留施設。これは川の中ではなくて、別の位置にため池等をつくって貯留施設にする、それを水源にするという考え方です。これはBの、量として可能、それから施設の下流と。

それから、海水の淡水化です。これは全く川とは関係ない場所、海の近くに海水淡水化施設を設置して、水源とする。これも河川管理者の関与なしの、Bの、可能。これは、海沿いということで、設置場所がかなり限定されるのではないかと考えられます。

それから、水源林の保全です。これは水源林を保全することで、その土壌の働きにより、雨水を浸透させて、ゆっくり流出させるという機能を保全して、流況の安定化を期待する。これは河川管理者の関与なしに考えられますが、量的にというところにつきましては、これはなかなか難しいところがあると考えられますので、今回は特に書かれていません。場所は、水源林の下流で効果があるとされています。

最後、需要面・供給面での総合的な対応が必要なものというジャンルですが、ダム使用权の融通です。需要が発生していないダムの使用权を必要な者に譲渡するという、必要に応じて売買するというところですが、これについては、河川管理者の関与、それから、他の利水者の協力が必要だということで、Dに分類されています。量的に見込むことが可能、融通元水源の下流というところでは。

それから、農業用水の合理化・転用。農業用水の漏水を対策して、漏れを少なくすることで、そういう施設の改良をして、そういった農業用水の必要量を削減するということと

あわせて、そういった農地面積の減少、産業構造の改革による需要減分をあわせて、それを都市用水に転用するというところです。これも関係者が河川管理者、ほかの利水者の協力としてD、量としてはある程度可能だと考えられます。場所は融通元水源の下流です。

それから、渇水調整の強化です。水が少なくなると、渇水調整協議会というところで、関係利水者の協力を得ながら調整をするということがされていますが、この機能を強化して、渇水時の被害を最小限とするという案ですが、他の利水者の協力も必要だということで、定量的、あるいは、取水の可能地点というところでは、なかなか難しいところがあるのではないかと考えられますので、横線で書かれています。

それから、節水対策、雨水・中水利用というところですが、これは実際に水を使う部分のところで、節水コマという節水機器の普及ですとか、それから、工場ですと回収率の向上、それから、雨水利用の推進、中水利用ということで、特別な施設を設けて再利用する、それから、下水を高度処理して、それを利用するというところ、そういったもので需要を抑制するという案ですが、これにつきましては、需要者の協力ということで、利水者の検討とされています。定量的には、なかなかこれは難しいということで不明、それから、取水可能地点は、特に需要の抑制ということですので、横バーということで、書かれていません。

以上が、今回考えられる利水の代替案です。

別紙2です。評価軸というのともあわせて説明させていただきます。これもたたき台です。治水の評価軸を前回のときに提示されていますが、それをもとに、特に利水という面から作りかえられました。先ほどの別紙1に掲げる方策を組み合わせで立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じて、こういった評価軸で評価してはどうかとされており、特に赤い色がつけられていますのは、前回、治水のところと変わると考えられるところ、特徴的なところですので、赤いところを中心に説明させていただきます。

まず、評価軸の一番上、目標と書かれています。前回、治水の場合は安全度という表現ですけれども、なかなかそういった整理は難しいところもあるのではないかと考えられますので、目標という記述に変わっています。評価の考え方ですが、現行の利水安全度の目標に対して取水を確保できるかどうかというところで、従来でも量的に考えられていますが、評価の定量性も可能ではないかというところです。現行の利水安全度を確保することを基本として対策案を立案するということです。

次のところについては、利水という記述に変わっていますが、右側の備考の欄です。地

下水取水という案を考えていく場合については、一カ所一カ所の井戸の量というのは非常に少なくなりますので、こういった利水対策案ごとに対策の実施手順を想定して、一定の期限後にどれだけの効果を発揮しているかというところを明らかにしていくということで、一定の期限がつけ加えられています。

それから、どの範囲で、どのような効果ということで、これは取水位置別に、取水可能量がどのように確保されるかというところが追記されています。

それから、その下に、どのような水質の用水が得られるかというところですが、やはり実際に、特に飲み水ですと、水質によってどれだけの対応が必要かということも変わってくるのではないかと考えられますので、そういった水質の項目が追記されています。備考の欄ですが、各利水対策案について、得られる見込みの用水の水質をできる限り定量的に見込む。用水の水質によっては、利水参画者の理解が得られない場合や、利水参画者にとって浄水コストがかさむ場合があることを考慮するというところがつけ加えられています。

その下にある、これらについて、各種計画との整合、渇水被害抑止、経済効果等の観点で適宜評価するというところで書かれています。

それから、コストの部分については、特に大きな変更点はありません。利水という記述の変更です。

それから、実現性というところですが、特に2番目の項目で、関係河川使用者の同意が得られるかというところがつけ加えられています。備考の欄ですが、立案する各利水対策案の実施にあたって、調整すべき関係河川使用者を想定し、調整の見通し等をできる限り明らかにする。関係河川使用者とは、例えば、既存ダムの活用（容量の買い上げ・ダムのかさ上げ等）の場合における既存ダムに権利を有する者、水需要予測見直しの際の既得の水利権を有する者、農業用水合理化の際の農業関係者というところで、いかにこういった権利を公平に保つかというところが重要かということがつけ加えられています。

それから、次の、関係者等との調整というところで、その他の関係者ということで、利水参画者が用水の供給を行っている又は予定している団体というところも書かれています。

さらに、事業期間がどの程度必要かという項目がつけ加えられています。現在のダムの計画では、一応目標年次というのが書かれていますので、各利水者のほうの事業計画というのがあります。利水対策案ごとに、こういった事業効果が発揮するまでの期間にできる限り定量的に見込むということも必要ではないかと考えられます。そういった利水参画者は需要者に対して供給可能時期を示しており、需要者はそれを見込みつつ経営計画を立

てているというところで、こういった点も非常に重要な評価軸ではないかと考えられます。

それから、持続性のところにつきましては、特に地下水の取水については、地盤沈下というのが非常に重要な課題と考えられますので、その監視・観測が必要ではないかというふうに書かれています。

地域社会への影響というところについては、利水対策案の項目に合わせての変更です。

それから、環境への影響につきましては、地下水、地盤沈下というものにどういった影響があるかというところがつけ加えられております。利水対策案ごとに、現況と比べて地下水にどのような影響を与えるか、また、それによって地盤沈下や周辺の地下水利用にどのような影響を与えるか、そういったデータの制約、それから想定される影響の程度ということに依じてできる限り明らかにするというところがつけ加えられております。また、こういった問題が生じる場合には、その影響緩和のための対策を立案している場合に、その内容や想定される効果ということも明らかにするとされています。

それから、環境への影響の下の方に、CO₂排出負荷がどう変わるかというところがありますけれども、ここについては、特に海水淡水化、それから、川から離れたところに水源を持つということになりますと、長距離の導水というのが必要になるのではないかと考えられますので、そういった多大なエネルギーを必要とするのではないかと。また、水力発電用ダムを買い取りということであれば、火力発電の増強を要することになるということで、そういったものも注意書きで加えられております。

以上です。個別ダムの検証における利水の観点で、どういった検討のイメージが考えられるかということで、その全体の流れ、それから個別の代替案、それから評価軸というのを説明させていただきました。

【委員】 ありがとうございます。

ただいまの利水に関する資料の説明につきまして、これから意見交換を行いたいと思います。

【委員】 お願いします。

【委員】 どうぞ。

【委員】 言葉の使い方について、議論に入る前に整理をしなければいけないと思います。あらぬ誤解や紛糾を招くおそれがあると思います。それは別紙第1の一番下の枠ですが、各項目について1つずつ申し上げます。

ダム使用権等の融通の欄ですが、譲渡、売買というのは、現行制度のもとでは極めて限

定的にしか認められておりません。譲渡というのは、同種利水間の譲渡は認められますが、それ以外の異種利水間のものは水利権の同一性を喪失するということで、廃止・新設という形の水利権の整理がなされておるはずですが、したがって、ここで譲渡、売買まで言及するのは不穏当ではないかと感じます。私は、これは基本的にまだ需要が発生していない段階でありますから、計画変更で済む問題であると思いますが、計画変更というのは極めて役所的な表現になりますので、かわりの文言を申し上げます。「必要なものに振りかえる等の融通を図る」、これで十分ではないかと思えます。議論があれば、またお伺いいたします。

それから、次の欄、「農業用水の必要量を削減する」というのは、これは極めて不穏当であります。必要量をなぜ削減するのかと、とんでもない議論になります。したがって、これはおそらく気持ちとしては、「必要量以上の使用量」という意味のつもりだったと思いますが、その点を明記していただきたいと思えます。必要量以上の使用量。「以上の使用量」と言うともたぎらぎらしますので、単に「使用量」だけでも意味は通じると思えます。農業用水の現況使用量ですね。余裕があると一般に言われております。しかし、そうではないものもあります。しかし、必要量の削減というのは、おそらく非常識な表現であらうと思えます。

それから、次の渇水調整。「最小限とする」という断定は非常に難しいです。「最小限とするような」という方向性だけ示せばよろしい。「ような」という3文字を入れるだけで、運用は随分弾力的というか、楽になると思えます。

それから、次の節水対策等ですが、漏水についても言及すべきではないかと思えます。したがって、表題は節水対策等、これこれ回収率の向上・漏水率の低減などにより、以下、これは都市用水だけの問題ではありません。農業用水にも、地方で都市の工業用水もあるわけです。それも都市用水の一部だと言えばそうですけれども、「用水需要の抑制を図る」で十分であると思えます。そうでないと、都市と農村のアンバランス、不公平が生じます。

それから、雨水・中水利用。河川水だけではなくて、地下水が視野に入ってきますから、「河川水・地下水の需要の抑制を図る」としなければ、これも片手落ちになるのではないかと思えます。

以上、字句の整理としまして、よろしければ、この議論の前提として整理していただきたいと思えます。

それから、ついでにあわせて申し上げますが、これも言葉の概念範囲の問題であります。

その上の「供給面の地下水の取水」であります。極めて単純に、井戸の新設等により、水源とするとありますけれども、これはかつて30数年前あたりに大変な地盤沈下、塩水化被害の経験があるわけでありまして。したがって、このところにも、「地盤沈下・塩水化の生じないように配慮しつつ」という文言を入れるべきではないかと思っております。その教訓がここに活かされるべきだと思います。

それから、あわせて、地下水と言いながら、河川の伏流水を使うことがあります。これはそのように認定ができるはずですが、それまでの間、さまざまな紛糾があります。したがって、ここにも、なお書きとして「伏流水を含む」としてはどうかと思っております。

それから、もう一つ、これに類似するもので、地下水の使い方の1つに、「誘導涵養」というのがあります。川のそばで井戸を掘る。明らかに川の水を吸い取っているということです。これはかつて〇〇川大洪水の際に、周辺の工場が1日10万 m^3/s の地下水をそばで汲み上げておりました。これは明らかな河川水のヤミ取水ですね。ものの本には誘導涵養 (inductive recharge) という説明がなされておまして、ライン川の水利権をベルサイユ条約でフランス側に独占されたドイツが、やむを得ずそばに井戸を掘って水をくんでいる。私はその図面をもらって、説明を聞いて帰りました。ものの本には地下水取水の1つであるという説明がありますが、日本ではそのようなことはやはりチェックされるべきだと思います。したがって、このところにも、なお伏流水、それから誘導涵養という河川水の取水をどう注意するかという、これはあとの(2)のほうでもよろしいかと思っておりますけれども、その点、あわせてご意見を申し上げます。

【委員】 どうもありがとうございました。

それでは、どうぞ。

【委員】 1つは別紙2について、現行の治水安全度ということが目標になっているのですが、ダムの見直しの場合には、ダムに乗っかっている新規利水を確保できるかという点に限ればいいのではないかなという気がします。というのは、別の施設で利水計画を満足している場合もあって、そのダムだけで利水計画のすべての安全度を確保していない場合もあるからです。すなわち現行の利水安全度を確保するのではなくて、見直しの対象とするダムに乗った新規利水の分をどうやって確保するのかというのが検討の目標になってくるのではないかなという気がしますので、その点について教えていただきたいと思っております。

それから、それと関連するのですが、その利水というときに不特定が入っているのかと

ということも、その際問題になってくるように思います。新規利水の中に不特定が乗っているときに、その不特定を何で補うかというのは、利水だけの話ではなくなってくるのではないかという気がします。いずれにせよ目標のところの書き方に少し工夫が要るのではないかという気がしました。

それから、別紙1ですが、別紙1のところに関与の仕方が書いてあって、これはなかなかうまい方法で書いてあると思うんですが、河川管理者の関与は、施設にかかわる関与と水利権にかかわる関与の両方がありますね。これは区別しておいたほうがいいのではないかと。すなわち、水利権という視点で河川管理者が関与する場合と、施設をどうするのかという形で関与する場合と、これは丁寧に分けたほうがいいと思います。そういう意味からすると、新規利水をきっちり新規利水として生み出すというやり方と、水利権の調整の中で、先ほども売買とかいう用語が不適切だという意見がありましたけれども、ある水をどう使うかの中で配分するというふうなやり方とは、少し区別する必要があるのではないかと気がしますが、いかがでしょう。

【委員】 お返事いただけますか。

【事務局】 まず最後にご指摘いただいた、河川管理者の関与ということですが、おっしゃるとおり、施設に関しての関与と水利権に関しての関与と、2面があるかと思うので、それについては整理させていただきたいと思います。

【委員】 そのときに、水源林という言葉がありますね。水源林を整備するのは、確かに勝手にやったらいいというふうな話ですが、水源林を整備すると流況が安定化してくる。そうすると、その水を使うときには、その安定化した水の中から、流況の中から生み出される水利権というのは、やっぱり水の配分のときには河川管理者が関与しなければならなくなってくるのではないかなという気がしましてね。そういう意味からすると、水源林といえども必ずしも河川管理者の関与なしにやれないんじゃないでしょうか。水源林をつくることで流況を安定させることはできるんだけど、その水を使おうとすると、やはり水利権そのものにかかわってくる問題というふうな気がします。その点も検討してください。

【事務局】 それから、評価軸のところ、現行計画の利水安全度目標に対しての取水を確保できるかというところについて、おっしゃるとおり、大きな流域の場合につきまして、こういった記述ですと、1つのダムではない検討が必要になってくる可能性があるのではないかと考えられますので、先生ご指摘のとおり、ダムに乗った新規利水が現行の安

全度の目標に対して確保できるかどうかという表現のほうが適切ではないかと考えられます。

それから、不特定ですが、別紙2の一番下のところでございます。流水の正常な機能の維持への影響ということで、今回のこの表、評価軸につきましては、いわゆる完全な利水と正常流量というのを別扱いで整理されていまして、正常流量をちゃんと確保できるかどうかということにつきましては、最後の評価軸のところでは評価しようということですので、上のところの記述の利水というのは、不特定は入らない利水というふうに今回は整理されています。

【委員】 ダム計画がなくなって、新たな代替策を含めて、新たな状況になったときに、利水安全度を損なわないということはよくわかりますが、ちょっとややこしい面が残ります。ダムがつくれなくなったということに伴う新規利水、それには不特定が乗っかっている場合もあったわけですね。不特定も含めて、利水も含めて、そのダムがなくなることによって足らなくなる分をどう代替していくかというのが、今回一番大きな問題で、全体で利水計画が満足しているかというふうな見方をすると、またかなり複雑になってくるのかなという気がします。なぜダムがなくなったことによって、足らなくなった量の補填という限定的な表現をしていないのかなというのがちょっと気になります。不特定だって同じじゃないのでしょうか。ダムに乗った不特定がありますね。

【事務局】 それについても、利水と同じように、不特定についても検討するということが必要かと考えられますけれども、その辺が、この一番下の記述だけでは、まだ十分解釈できないのではないかと考えられます。

【委員】 そうすると、利水者だけでなく、いわゆる河川管理者も、その場合には利水者と同じようなスタンスであるというふうな考えでよろしいでしょうか。

【事務局】 はい、そのように考えております。

【委員】 いや、今の件でちょっとわかりにくいんですけども、ダムが仮にできる場合は、不特定多数の利水量を賄うわけですけども、ダムをつくらなければ不特定多数のことを考えるわけですか、まず基本的に。僕はそんなのあんまり聞いたことがない。ダムをつくる場合は、当然、不特定多数を入れておられるというのはわかるんですけど、ダムをつくらなければ、不特定多数の水利量なんていうのは考慮の対象にしていくのかどうか。そこをまず教えていただきたい。

【事務局】 今、〇〇先生（委員）のご指摘の不特定というところでございますが、先

ほど〇〇先生（委員）からのご指摘の不特定というのは、不特定容量ということで、ダムに乗っている不特定容量、いわゆる河川の維持流量ですとか、そういった河川に対しての公共の利益になるような流量を川に流すというものに対しての考え方を指していただきましたけれども、それについては、川の必要な流量というものに対して、満足できるかどうかという評価をするべきかということで整理されているところでした。〇〇先生（委員）の今のご指摘につきましては、そのご指摘とは別の観点と考えられますが。

【委員】　　そうですか。いや、僕はそこはちょっとよくわからないんですけどね。仮の話で申しわけないですけども、仮にダムをつくらなければ、不特定多数の容量をつくったり、あるいは、その維持流量を増すようなことをほんとうにやっておられるのかどうか。僕はそこら辺がわからないから教えてほしいということで、そこは後でまた。

それから、もう1点、先ほど議論のありました関係者のところ、別紙1でございますけれども。例えば雨水とか中水利用、あるいは地下水の利用とか、〇〇先生（委員）が言われたんですけど、ここの関係者というのはAということで、需要者の協力が必要となることから、専ら利水参画者において検討。だけど、これは、例えば流域治水とかでは、治水のほう絡んで、河川管理者が関与するような場合もあり得るのではないのでしょうか。そうすると、そういうものも考慮する必要があるということで。

例えば、もう一つ上の真ん中辺にあります供給面での対応、河道外貯留施設（ため池）ですね。ため池についてはB、河川管理者の関与なしに検討が可能なものであると、こうなっているので、ため池に水を入れるためには、何か川と関連もしているかもわからないし、そうしたら河川管理者がここに関与しているのではないのでしょうか。そういうものがあるような気がするんですけどね、私は。そうしたら河川管理者の関与なしに検討が可能なものであると、こうなってしまうと、主としてということであれば、関係者というのはこういう人ですよということであればいいかもわからないですけども、河川管理者はもう省けというようなことは多少わかりにくいような気がします。ここの、例えば今のため池の問題とか、あるいは一番下の問題、非常に限定的に関係者というのをやるべきか、主としてということであればわからんでもないんですけど、その辺がちょっとわかりにくかったんで、教えていただいたらと思います。

【事務局】　　今ご指摘の別紙1の一番下のところで、Aというところでございますが、これにつきましては、実際に水を使っている人がどれだけ努力をして、その水を使う量を可能な限り少なくするかというところですので、それにつきましては、実際に水を供給す

る側に一番近い利水参画者が検討するというのが適切ではないかと、Aで整理されています。

それから、河道外貯留施設（ため池）というところですが、ここでBと書かれていますのは、いわゆる河川の中に入り込む前に、ため池等で水をためて、それを流域の方々が使うというところを想定されていまして、そういう点であれば河川管理者の関与なしに検討が可能ではないかということで、Bという記述がされているところです。

【委員】 ○○先生（委員）のおっしゃることをもうちょっと敷衍いたしますと、「専ら」を「主として」にかえれば、大体その話だと思います。

なぜかという、この場合に、要するに水利権をどうするかという話ですからね。その関連では、河川管理者は大いに関係があるわけです。努力の主体はそちらだということはいいと思いますけれども。

それで、ため池についても、まだ法適用河川、準用河川、そういうものにならない前の問題だけではなくて、取水したものをため込む、いわゆるファームポンドというのがありますね。亡くなりましたが、農業用水の権威であります志村博康先生が、圃場内水利秩序と圃場外水利秩序ということを言われました。圃場内というのは何かというと、取水した後、土地改良区などでその水を管理する、その秩序がもう一つあるんだという話ですね。そこに踏み込めないということであれば、おっしゃるとおりなんですけれども、しかし、これから水の合理化を図る上で、それならば、もともとの水利権が過剰であるのかそうでないのかという議論になっていくわけですから、もう河道外は知らないかと一、それは関係ないと言い切れるのかどうかというのが、○○先生（委員）のご指摘ですね。というふうには、私も同じ立場で理解をいたしまして、この整理を十分にされるようお願いいたします。

関与というのは、やはりあらゆる面で必要だと思います。総合治水になりますと、全部関与する場面になるわけです。総合治水には、さまざまな権限を持った司司のお役所が入って総合的になるわけですから、それを侵すわけにはいきませんが、やっぱり主は河川管理者であるという意味で、その関与を遠慮しないで、段階を分けることは結構ですけども、もう「専ら」とか、「知らない」と言ってしまうしないで、できるだけ関与をつければ、ここで検討する意味がないというのが、○○先生（委員）のお気持ちですね。私も全く同感です。

【委員】 ほかに、どうぞ。

【委員】 別紙2の一番上の、先ほどもちょっと議論になりましたが、現行計画の利水

安全度の目標に対しということに関して、資料2の1ページ目の表の一番上の部分のあたりについてお尋ねしたいんですが、たまたま後で議論に使う資料3というのがあって、その資料3の1ページ目に、これは個別ダム検証の進め方（タタキ台）という表のところの「カ」というところに、利水の観点からの検討というのがあって、それが今の資料2の1ページ目に対応するところだと思っているわけですが。治水のほうで見ると、その「カ」に相当するところは、「オ」というのがあるわけですね。左隣の箱が。ただ、治水の場合は、「オ」に来る前に、事業費等の点検というのがあって、そこに、総事業費・堆砂計画・工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について点検を行う、この箱があるんですね。

それに対して、今、資料2で利水についてというのは、一番上が利水参画者について、何 m^3/s が必要かを確認すると。要するに、意思確認をするというだけで、事業費等の点検、あるいは既往の実績などについての点検というところがないわけで、これは治水と利水でちょっと差がついていないか。それが、多分、別紙2の目標の、現行計画の利水安全度の目標に対して確保できるかということで、この目標自身を疑うことがないということになっていると思うんです。

実際は、いろいろな世の中の議論というのを見ると、今の計画というのが過大ではないかというような意見も出てくることがあるし、あるいは、この間、この十数年の中で、ダム計画というのは随分——既に中止されたものもありますし、それから、多目的ダムから利水というのがおりたケースというのがかなりあると思うんですね。それで、利水計画がおりて、それで治水専用になってきているダムもいろいろあると思う。そういう経緯を思うと、現在の利水が入っているダムについても、まずこの目標というのが必要かどうかを聞くだけではなくて、この現況が全般的に見て妥当かどうかというところの議論はどこかにあってしかるべきだと思うんですけども、そこはいかがなんでしょうか。この中での考え方のどこかにそれは入っておりますでしょうか。

【政務三役】 いいですか。

【委員】 どうぞ。

【政務三役】 すいません、私も発言をさせていただいて。

遅れて参りまして申しわけございません。先生方、今日はありがとうございます。

実は、私も〇〇先生（委員）がおっしゃったことを申し上げようと思っていたところでありまして、私が特に野党時代にさまざまな利水事業、あるいは導水路計画で見てきたの

は、そもそも水需要予測が過大ではないかというところから議論が始まっているわけでありまして、そもそも現状に即しているのか、あるいは過大でないのかという検証は、必ずやらなくてはいけないプロセスだと思っております。そこは何らかの形で入れていかなければいけないのが1つ。

もう一つは、この間、何回前か忘れましたが、先生方のどなたかとも議論いただいておりますけれども、水利権の柔軟運用ということがやはり主にあるべき。つまりは農業用水、あるいは工業用水、あるいはいわゆる生活用水、そういったものの柔軟な運用によって水需要というのがうまくやりくりできないのかといった、水利権の柔軟な見直しというものが——もちろん、それは河川、水系ごとには全く違うと思っておりますけれども、そういった検証を加えるという、この2つは、私は今までさまざまな検討をしてきた観点から、必ず入れていただかなくてはいけないポイントではないかと、このように考えております。

【委員】 どうもありがとうございました。

【事務局】 よろしいでしょうか。先ほどご質問があったところでございますけれども。

〇〇先生（委員）のご指摘は、1つは、ダム事業の事業費の点検ということもあるかと思いますが、それについては、今回の利水に限らず、すべてダムの総事業費の点検を行うというところは、後ほどまた別の全体の流れの中にございますが、そういったチェックをするという段階を必ず踏むということです。

それから、利水の今回の検討のイメージの中に、資料2の一番上に書かれていますが、ダム事業参画継続の意志があるかどうか、それから、開発量として何 m^3/s 必要かということを確認するというので、既存の計画ということにこだわらずに、改めてこういった確認をさせていただき、さらに、その右側に※1と書かれていますが、そういったダムというだけではなくて、利水の参画者のほうで水需給計画の点検・確認を行うということを要請するということを、ここにしっかり加えられておりますので、このところで改めて利水者のほうに、こういったもう一回見直しをかけていただくようお願いをするということとされております。

【委員】 それはそれで結構と思うんですが、そうすると、別紙2の目標の一番上で、現行計画の利水安全度の目標に対しというふうに、これ自身は、今の点検・確認の結果、動く可能性があるという何か表現が必要ではありませんか。これだと、もうここから始まるという評価軸であったら、それより前で何が起きても、この目標で代替案を考えますよと、こういうふうに硬直してしまいませんか。

【事務局】 ご指摘のとおりかと存じます。資料2の一番下のところの注意書きに書かれていますが、利水対策案は、現行計画の利水安全度は確保することと書いてございますが、この括弧書きにございます利水参画者の必要量、これを改めて確認した後の量を確保することを基本として立案するということとして、ご指摘のとおり、別紙2の一番上につきましては、こういった改めて確認した後の目標に対して、確保できるかという表現に修正させていただきます。ご指摘いただきまして、ありがとうございます。

【委員】 もう1点、それに関連して、よろしいですか。

先ほど来からいろいろ議論されていますように、多目的ダムのできなくなったケースを見れば、利水者が脱退するケースが極めて多いわけですね、今まで。それで、多目的が治水専用ダムに変更になる。こういう例が多いんですが、そういうときに、脱退するときのルールを、何回聞いてもよくわからないんですね。どういうルールがあって、脱退したらお金を返すのかどうかとか。基本的には、利水者が多目的ダムから脱退するときのルールがあると思うんですけども、そういうものがどうなっていて、今までどういうふうに通運用されてきたか、その辺が我々、わかりにくいんです。

何を言わんとしているかというのと、多目的ダムができなくなった理由は、利水者が脱退するケースが圧倒的に多かったように私は思っているんですが、これは間違っているかどうか。もしも間違っていたら、間違っているということを書いてもらいたいんです。

そうしたときに、利水者が脱退するような場合というのは、先ほども議論されているように、計画が非常に甘いわけですね。人口が減少するような状況で、すなわち人口減少社会で、例えば水道用水であれば、水道用水はもう要らなくなった、だからもう脱退したい。脱退というのは、おりたいと。あるいは、工業用水でもそうかもわからない。産業構造が変わってきて、もうそれほど水が要らない、だから脱退したい。これは先ほど言われたように、甘い。その議論はもちろんやっていただきたいと思うんですが、それと同時に、脱退するときの、ルールみたいなものがあって、そんな簡単に離れてもらっても困るような気がするわけですね。したがって、慎重に計画をきちんと立案されてやっている。そういうのは、ここの検討委員会でも議論されたほうがいいと思います。そうでないと、この前もどこかで話をしたかもわかりませんが、そういうようなルール、あるいは実態をきちんと踏まえた上で議論していかないとうまくないのではないかなという気がしますので、ぜひ過去の脱退していった、利水者の経過状況とか、その辺のデータを表にして、あるいは、ペナルティがあるのかないのか、そこら辺もわからずに言っているの、わかる範囲

でも結構だし、また次回でも結構ですから、そういうのを出していただきたいと思います。

【委員】 今、話が十分集約できない方向になっていますので、少し整理しますと、私が先ほど言いましたように、現行計画の利水安全度の問題ではなくて、これからやめるかやめないかのダムに乗っかっている水の量が確保できるかできないかというのが、まず第一義のはずですね。

〇〇先生（委員） おっしゃった、それがほんとうかうそかというのは、資料2が必要かどうかの確認をするのは、これは河川管理者としてはできることなんだけれども、実際にその作業をやるのは利水にかかわっている組織であるという認識によって、そこについては素通りしているんでしょうね。〇〇（政務三役）もそこが非常に気にかかっているところだというんだったら、河川管理者で本気でそこに1つの枠を設けたらどうでしょう。資料2の※1から下のところ、利水者がその確認をした後、それをどういう仕組みで河川管理者としては見られるのでしょうか。利水者ではなくて、河川管理者としてはどんなふうに見れるのか。同じようなレベルで見なさいと言っているわけではなくて、河川管理者の見方としてはどんな見方ができるのかというチェック項目を1つ入れる必要というか、やり方というのはあるのかもしれないと思います。

なお、一番最初に言ったように、全体の利水計画の安全度を見るという形でいくとなかなか動かないんだけど、そのダムがなくなって足りない分はどうするんだという話をまずやって、それが正しいかどうかを検証して、それで、足りない分を新しい施設で補うのか、そしてその次に、現行の水利計画の中で余裕があるのかどうか。すなわち、水利権の問題で余裕があるのかどうかというふうに、少し話をツリーにしていかないと、全部並列でものを見ていくと進まないという気がします。まず、ここへ河川管理者としての必要かどうかを確認した後の見るポイントというのが本気で挙げられるかどうか。きちっとした値を出していくのではなくて、評価軸みたいなものが挙げられるかどうかを、資料2の左側の矢印の下に入れられないかということを検討する必要があるでしょう。それと、やはり、まずはダムに乗った新規利水をどうするのかという話で、それを施設で、まずその量をきちっと精査した後、場合によっては水利権の融通というような話になっていくのではないかという、そういう筋道でやるやり方というのは考えられないでしょうかね。

【事務局】 通常のダムの事業採択のときに、さまざまな形で利水のほうの内容の点検も行っているところですけども、ただ、完全にその量が妥当かどうかというところまで、どこまで踏み込めるかというのは、非常に難しいところではないかと考えられます。

と言いますのは、例えば水道につきましては、各地方自治体のほうで、水道事業者という形で一種の経営計画をつくった上で、その事業計画が妥当かどうかということの評価して、水道法に基づく認可という形を踏んでいるところでして、ほんとうにそこまで河川管理者のほうで踏み込めるかどうかというところが、ここで今直ちに回答しかねるところです。

【委員】 それもすごくよくわかるのですが、評価軸だけは立てて議論しましょうよ。〇〇（政務三役）もさっき言われたけれども、幾らいろんなことを考えたって、現実に地方が考えること、あるいは、そういう権利を持っている人たちが考えることというのは、さまざまな動きをする中で、何が起こるかわからないですね。補助ダムだって、予算をつけないでしょうがないようなことになるわけですね。でも、やっぱりきちっとした考え方はどうだということだけは示しておくということが大事で、仮に精度よく見積もれなくても、河川管理者側としては、利水についてはどんなふうを考えて、これが適正と思っているというような、あるいは、その量を出せなくても、評価軸だけは、資料2の矢印の中に、やっぱり河川管理者としての責務といたしますか、1つの常識として入れたら理念を示せるのではないかなと思います。

実際に動く方向はやっぱりよくわからない。地方のエゴもあるし、政治のエゴもあるし、いろんな中でものが決定されていくわけなんだけれども、我々が有識者として議論している中では、やっぱりこういうところにそういうプロセスがあってしかるべきだというふうな気がします。

【委員】 どうぞ。

【政務三役】 あんまり私が発言してはいかんのかもしれませんが、国の直轄事業か補助事業かは別にして、国のお金を使うわけです。そして、今、先生方にご議論いただいているのは、検証に載せているものなんですよね。ということになれば、我々が新たな利水についても考え方をしっかり示して、それに合致しているかどうかということで、お金をつけるかどうかという、私は裁量の範囲の中にすべて入ると思いますので、それは地域が決めることではあるけれども、我々が判断するということは当然必要なことだと私は思います。

【委員】 それは現実には、〇〇先生（委員）もおっしゃったような、いろいろの問題があるし、ご説明になったことからしても、現実には、はっきり言って、一番最初に利水者が許可申請する。そうした場合に、農水なら農水省、あるいは、水道なら厚労省とかの

認可に際して、さっき一番最初に〇〇先生（委員）おっしゃったような、事業予測の見直しなどを独自に提出して、それについて一応審査される、こういうことになっているんですね。そこを河川管理者として、どれだけ踏み込めるかということですが、踏み込む必要があるということはいえませんが、それがほんとうに必要なだったら、その仕組みをどういうふうにつくるかが問題だと思いますね。だから水に関するいろんな事業にまつわる権限や権益といったものに問題があるんじゃないかなど。

だから、今後のあり方として、それをどう克服したらいいかというようなものまできちんと議論する必要があるのではないかと思います。

【政務三役】 よろしいですか、再度。

水利権の問題も、今までは国交省の中だけで、河川局の中だけで考えていたと思うんですけども、これは、我々、政治主導ということを行っているわけです。したがって、例えば河川局としてはなかなか言いにくいかもしれませんが、我々政務三役が責任を持って、例えば工業用水の経済産業省と、あるいは農業用水の農水省と、例えばここに〇〇（政務三役）おられますけれども、政務三役で水利権を見直すワーキングチームみたいなものをつくって、そして、この柔軟運用をする中で、その公共事業の見直しも新たな評価軸に入れていくということをやったりやらないと私はいかんと思うんですね。そこは我々で乗り越えなければいけないことだと思いますし、乗り越えていくべきだと思います。

【委員】 それに関連して。これは利水計画ですけれども。治水も全く同じでして、我々が新しい治水理念を打ち立てていくためには、既存のやり方だけではもう当然限界があるわけですね。したがって、その限界を乗り越えて新しい治水理念を打ち立てるためには、ぜひ、まず省庁の中でも、河川局と、それから都市局とか、道路局とか、あるいは土地利用のあり方を所管している部署とか、そういうところでまず議論して欲しい。これは〇〇（政務三役）が一番上におられるわけだから、ある程度やりやすいと思います。それだけでは足らるのであって、農水とか経産省とかと、当然調整していかないと、新しい理念というのは僕はでき上がらないと思うんですね。

それは時間が多少かかるかもわからないけれども、新しい方向性を出していかないと、いつまでも同じような形になってしまって、我々の21世紀がこういう社会になってきているという、新しい方向性の理念が出てこないように思います。それは、利水に関してもそうですし、ぜひこれから整理して政治主導でやっていただきたいと思います。

【政務三役】 〇〇先生（委員）。

【委員】 どうぞ。

【政務三役】 先生方にご尽力いただいて、その評価軸を治水、利水、固めているところですが、例えば、今私が申し上げたことで、じゃ同時並行で一遍ちょっと農水省とか経産省と話をしてみろということであれば、私が今日すぐに経産大臣や農水大臣に連絡をして、例えば政務三役ですと、水利権の議論をするワーキングチームをつくってよろしいですかということにまとめさせていただきますので。

【委員】 ちょっといいですか。

〇〇（政務三役）はそれが主張なので、私はよくわかるんだけど、政治主導というのは非常に重要なんだけど、すべてが政治主導だけでできるわけではないし、それが一番いい方法だというわけではないと思うんですね。

例えば、環境アセスなんかは、いろんな省庁がやっている事業に対して、環境大臣が意見を言える場というのをつくったわけですね。これは政治主導で最初は動いたかもしれないけれども、きちっとそれを社会システムにしていくとか、法制度にしていくとか、そういうことはやはりきちっとやらないと、いつもいつも政治主導で、その場限りで問題解決するというのは、やはり私には将来に向かって得策ではないという気がします。

だから、政治主導で動くのは大事なんだけど、それをどういうふうに社会システムにして、法制度にしていくのかということをしっかり……。そのために我々が議論して、〇〇（政務三役）の力も借りながら、どういう社会システムをつくっていくかというのが大事で、いつもいつも政治主導と言われたら、私には、ちょっと引かかる場所があります。

【政務三役】 そういう意味ではないんです。

【政務三役】 すいません、私の言葉足らずであればおわび申し上げますが、そういう意味ではなくて、水利権の問題というのは、国土交通省だけで扱える問題ではないので。しかし、先生方に評価軸を決めていただくということは、これはもうお願いしているわけですから、先生方に決めていただくんですが、では最終的に評価軸を決めるにあたって、でも、これはこういうふうにしたいけど、農水省や経産省がどう言うかなというようなことではいかんので、何かを決めるということではなくて、水利権について柔軟に、今まで省庁縦割りであったものを少し議論させていただいて、先生方の議論とオーバーラップをしながら、常にキャッチボールをさせていただく、こういうことであって、ここで政務官の各省の、例えばワーキングチームで決めるということではございませんので、その点だ

けは誤解なきように。すいません、私の言葉足らずであれば、おわび申し上げたいと思います。

【委員】 はい。

【委員】 どうぞ。

【委員】 水利権に関しまして、〇〇（政務三役）も深いご理解をいただいておりますようで、私のほうから幾つか申し上げますと、水利権は、確かに産業政策、エネルギー政策、それからまた、水道というのは都市経営上の重要な要素になっております。水道管理者は市長の次に偉いというような自治体もたくさんございます。そういう面から見て、確かにこれは多くの分野にまたがる問題であります、一番強い権限を持っておりますのは、水利権を許可する河川局であり、国土交通省でありますから、そこが及び腰になったのでは何もできなくなるんですね。

水利権申請のとおりであれば、百年一日のごとく波風は立たないかもしれませんが、しかし近年では、例えば1つの水系、〇〇川が1つの例ですけれども、10ぐらいの、〇〇（企業名）、一番てっぺんには〇〇（企業名）の分水ダムがございます。これを各水利権の許可期限ごとに整理しておりますと、いつまでたっても全体の整理ができないという状況にありまして、その許可期限を一斉にそろえるというような、まさに柔軟なと申しますか、硬直的でない措置も近年にはとられております。

ですから、一番強い権限をなぜ使わないのかという関連からいたしますと、まだまだやるべきことはたくさんあるかと思えます。そういう意味で、〇〇（政務三役）から叱咤激励をいただきますのは、大変ありがたいことでございます。

確かに水利権は長い歴史を持っておりますけれども、農水の合理化につきましても、今はモチベーションが少なくなりましたので、都市用水はこれを買うというか、一切農民に負担をかけないで、必要な施設改良は全部都市用水側が負担をしてという時代は数十年前にありましたけれども、今はそのモチベーションが双方になくなってしまっているという現状でございます。ですから、そのモチベーションといいますか、動機づけをどのように持っていくか。しかし、この治水対策は、水利権の問題、利水の問題を全部カバーするわけではありません。一部オーバーラップいたしますので、せつかくの機会でありますから、そこに着目して、もう一つの水利権プロジェクトチーム、大変やりがいのあることではないかとも思われます。これは私の意見ですから、またこの委員会の範疇を超える部分もありますので、ひとつ私のご意見を申し上げたまででございます。

【委員】 それでは、先ほど申しましたように、実際、この検証をするための評価軸の設定や検証の進め方についてのご意見をお聞きしたいと思います。また、利水に関しても、先ほどお話がございましたように、例えば、現在の水利用の安全性とか、あるいはその合理的使用、そういうものに向かつての姿勢をその中に織り込めるような工夫をさせていただいてまとめていきたいと思っております。

次に、議事（３）個別ダム検証の進め方でございますが、それとあわせて、前回までの討議の補足をご説明いただいて、残りの時間を委員による討議に充てたいと思っております。

これまでに、例えば、打合せ等を何度か開きまして、そのたびに委員の皆さんから出てきたご意見を織り込んで、いろいろと修正させていただいております。それをちょっとご説明願いたい。

【事務局】 事務局のほうからご説明させていただきます。まず、先に資料３からご紹介させていただきます。これまで〇〇先生（委員）をはじめ先生方のご指導をいただきながら整理したことを、本日ご紹介します。

資料３ですけれども、タイトルとしては、「個別ダム検証の進め方等」となっています。前回の３月２６日に開かれました有識者会議のときには、この１枚目のフローのうち、[ウ]という大きい四角の内側についてお示しして、それをもとにご討議をいただいたわけですけれども、本日はそれに [ア] [イ]、あるいはそれ以下のところ、それから、右側の進め方のポイント等々を付加したものが、前回から変わっているところです。

順に行きますけれども、まず一番上、[ア]の四角ですけれども、今、この有識者会議で個別ダム検証の考え方をご整理していただいている途上ですが、これが「中間取りまとめ」として公表されるのが、これまで申し上げていた平成２２年夏ごろと。これが出た後、[イ]というところの四角に参りまして、おそらく大臣のほうから個別ダム検証の検討を指示または要請をしていただくことになるだろうと。これ、多分、事業の種別によって、だれが検討するかというのは変わってきて、直轄ダムであれば、地方整備局に指示をしていただく。機構ダムの場合は、事業を行っているのは水資源機構ですけれども、河川を管理する実務をやっているのは整備局ですので、その両者であわせて検討するのではないかと。それから、補助ダムにつきましては、これは都道府県におそらく要請という形になるのではないかとということで、それで、下の [ウ] という四角に参ります。

[ウ] という四角の中につきましては、前回のときもご討議いただいておりますので、

簡単におさらいをいたしますけれども、[エ]というところで、まず事業費等の点検。これは今回検証の対象になるダムを中心とした点検になろうかと考えられます。例えば、基本計画の作成又は変更してから長期間が経過している事業等については、必要に応じて事業費・堆砂計画・工期——ここでいう事業費というのは、多目的ダムであれば、治水と利水をあわせて行う事業の事業費になりますので、この事業費とか、あるいは、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について、まず点検を行うというのが出て、そこから右側に出て、複数の治水対策案を立案する。

場合によっては、[キ]のように、治水対策案が多い場合は、ある程度抽出して、2～5案に絞って抽出をしていく。[ク]の四角に行きまして、評価軸ごとに評価を行う。その際、今回、右側に[カ]という四角がありますけれども、利水の観点からの検討は、先ほどご討議いただいた内容になるわけですが、それが横から評価の中に入ってきて、その下で[ケ]の四角で、総合的評価を行うということです。

それより下については、1回目の資料のフローでもご提示がありましたけれども、個別ダム検証の結果を報告し、有識者会議の意見を経て、政務三役で判断をしていくというのが、これが全体の流れになろうかと思えます。

それで、[ウ]という四角の中で、各地方で個別ダムの検証を検討していくわけですが、そのときの進め方のポイントというのが、右側に[ス]というところで、【検証の進め方のポイント】というのが3点ほど整理されてございます。

(1)ですけれども、どういうふうにこの検証検討主体、先ほどの整備局であったり県等がどういうふうに検討を進めていくかということですが、ここでは、検討検証主体が「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置して、検討内容の相互の立場を理解しつつ、認識を深めながら検討を進めていくということが示されています。

これは、今回の個別ダムの検証については、ダム案とダム以外の治水対策案を立案し、さまざまな評価軸で適切に評価していくことが重要になるわけなのですが、例えば、ダム以外の治水対策案として、具体的な箇所において遊水地や部分的に低い堤防の存置等を立案して、土地の所有者等の協力は得られるのかどうかなどの実現性などについて評価することが必要となると考えられます。このような検討を的確に進めるためには、当該地域のあり方や、住民の安全等について、行政上の責任を有している、関係地方公共団体の長と連携を図ることが大変重要であるということで、(1)にありますけれども、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深

めながら検討を進めていくということでございます。

ただ、※3というのが下にありますけれども、流域によっては非常に自治体の数が多い場合があります、その場合は代表者の選定などの工夫は必要だろうということでございます。

それから、(2)、検討を進めていく過程においては、情報公開をしっかりやっていく、あるいは、主要な段階でパブリックコメントを行うということが大切だというのがポイントの2番目。

それから、ポイントの3番目、この検討を行って、最終的にはもちろん報告はするわけですが、必要に応じて、学識経験者、関係住民、それから、今回は特にダムの検証ですので、利水者等の関係機関、それから関係地方公共団体の長の意見を聴くということでございます。

それから、右下の〔セ〕で、スケジュールということでございますけれども、22年の夏、今年の夏に検証を指示なり要請をした後、1つの目安としては、来年の春ごろを目途に、一度検討の結果を報告していただく。ただ、検討が終了していない場合があるかもしれませんので、その場合は、どういう検討かという検討状況を報告していただく。

これが全体の検討の進め方、これまでご討議いただいたものを整理するとこのようなことだろうということで、フローの形で整理されております。

続きまして、1枚目の〔オ〕の四角の中に、複数の治水対策案を立案というときに、さまざまな方策を組み合わせるということで、別紙1とあります。この別紙1というのは、資料2の2ページ、3ページになっておりまして、これは前回もご討議いただいておりますので、基本的には同じになっております。

1点だけ、3ページのところで、雨水貯留施設と雨水浸透施設は、多少計算の仕方等々が変わるので、分けたほうがよいのではないかとご指摘をいただきましたので、2つ枠が分けられております。

それから、次に、資料4ページ目の別紙2でございますけれども、これは前回の3月26日の会議でもいろんなご意見等がございましたので、それを反映して修正されておりますので、主なところをご紹介させていただきたいと思っております。

まず、評価軸の欄の実現性という中に、法制度上の観点、それから技術上の観点というところにつきましては、備考欄に少し内容が追加されておりまして、例えば法制度については、備考欄のところで、現行法制度で対応可能かとか、あるいは関連法令に抵触するこ

とがないかとか、あるいは条例を制定することによって対応可能かといった例が少し加えられています。それから、技術上の観点のところにつきましても、施設を設計するために必要な技術が確立されているかとか、あるいは現在の技術水準で施工が可能かというふうな例が少し追加されております。

それから、左側の評価軸の欄でいきますと、上から5番目のところに、柔軟性という項があります。これは、今回、前回のご議論を踏まえて、評価軸として追加されました。前回の会議のときに、拡張可能性とか柔軟性というところでご意見等がございました。考え方としては、●がありますけれども、地球温暖化だとか少子化、そういった将来の不確実性というものがあることに対して、どういうふうに対応できるかということで、例として、備考欄にございますけれども、例えば河道の掘削というのは、掘削量を増減させることによって、比較的その不確実性というものに柔軟に対応することができます。ただ、掘削というのは、再び堆積すると効果が下がっていくことになるので、そこに留意する必要があるというのがあります。また、引堤というのは、新しい堤防をつくって、旧堤撤去をしていかなければならないということなので、柔軟さという意味においては、対応するのは容易ではないだろうというもの。あと、ダムについて言うと、操作規則の変更とか、かさ上げとかを行うということが考えられる。というふうに、各方策の特性を考慮して、将来の不確実性に対してどういうふうに対応できるのかということをも明らかにしていこうということで、新たな項目として1項、評価軸として追加されております。

それから、その下の地域社会への影響というところで、●が3つあるうちの真ん中のところ、これは前回もご意見がございました、地域振興とかに効果がある場合もあるのだから、そういうのを追加してはどうかというご意見がございましたので、1項目追加されまして、例えば、調整池等によっては公園ができたり水面ができると、観光客が増えたりとか、あるいは地域振興に寄与する。治水対策案によって地域振興等に効果がある場合があるので、必要に応じてその効果を明らかにしていくという趣旨でございます。

それから、下の注の※1のところに書かれてございますけれども、前回のご討議の中で、各評価軸の間に相互依存性がある場合があるというご意見があったかと思えます。このご意見をいただいた〇〇先生(委員)、本日ご欠席なものですから、あらかじめご趣旨をお尋ねして、そういう相互依存性があるということに留意する必要があるということ、この表の注として入れておいてはどうかというご指導をいただきましたので、そういう形で記載がされています。

あと、これ以外に、資料1というものをお配りしてございます。資料1で、補足ということで、評価の定量化というものでございますけれども、これは前回の会議のときに、これも〇〇先生（委員）からのご意見と承知しておりますけれども、新しく入ろうとしている評価軸、特に左から3つ目の、従来の代替案検討という欄で一だったり△のものですが、こういったものはなかなか定性的にしか評価できないものがほとんどだけれども、ただ、どういうふうに対応するか、ある程度考える努力をしてはどうかというご趣旨のご発言があったかと承知しております。それで、右側に定量化の例という欄を設けましたけれども、これについて、定性的にしか評価できない、あるいは数字だけはなかなか評価しきれない項目が多いんですけれども、仮に何らか一部の観点からでも定量的に表現するとしたらどんなものが考えられるかということを少し整理したものが、この資料1でございます。

例えば、安全度の一番上のところなどは、これはこれまでもそうですが、超過確率とか流量で表示するということができていましたので、これはこれまでもやってきたこととございます。

2つ目、目標を上回る洪水、超過洪水というふうにおっしゃっていただく場合もありますけれども、そのときにどういう状態になるかということにつきましては、例えば、これが氾濫した場合における浸水の面積とか、あるいは人口、浸水の深さとか、浸水の継続時間、こういったもので例えば表示することができるのではないかと。

それから、少し飛びますと、コスト。これは比較的、金額というので、数値化はこれまでもやってきた。

それから、実現性、例えば、土地の所有者の協力が得られるかというのは、これはなかなか定性的にしか評価しづらいものではあるのですが、何らかの数値で示そうとすれば、例えば、補償が必要な面積であったり、あるいは移転しなければいけない家屋の戸数みたいなものなどでは、数値として示すことができるのではないかと。

それから、環境につきましても、環境も数値だけで判断するのはなかなか難しいのですけれども、例えば、水質の予測であったりとか、あるいはハビタットの改変面積がどれぐらいの割合かというようなことなどは、ある程度数値として示すことができるだろうというものを列記してみたものでございます。

それから、次に、資料としてお配りしていないのですけれども、前回までの会議の中で、例えば、資料3に戻りますけれども、資料3の2ページ目、3ページ目に、治水対策のいろんな方策が列記してございます。これについて、例えば、河川の規模とか特性で分類を

したりすることができるのではないかというご意見がございました。例えば資料3の2ページ、3ページに掲げているメニューが、例えば、大河川ならどれがいいとか、小河川ならどれができるかということ整理することを試みてみたのですが、ごらんいただいても、例えば、ダムにしても、遊水地にしても、放水路、掘削、引堤、こういったものはほとんど大河川でも小さな河川でもやってきておって、例えば、このメニューは大河川でしかできないとか、あるいは、このメニューは中小河川のみでやっているというふうに整理するのがなかなか難しいというか、ほとんど分けようがなかったということです。強いて申し上げると、3ページ目の雨水貯留とか浸透施設については、これまでやってきたのは比較的都市部、都市化が進んだ中小規模の河川でやられた例が多いとか、あるいは、霞堤なんかも、比較的急流の河川で行われてきた例が多いというぐらいは整理できるんですが、それ以外は、ほとんどのメニューが大きな河川でも小さな河川でも、あるいは急流河川でも緩流河川でもやられてきた例があって、これを河川の規模とか特性で分類するというのはなかなかうまくできませんでした。

加えて、次、4ページ目の評価についても同様で、これらの評価軸について、この評価軸は、例えば、中小河川では必要ないとか、これは大河川のみでいいとかというふうに整理をするのがなかなか難しく、個別ダムの検証をする際に、どういう川の規模とか重要度、あるいは特性というものをよく考慮して、検証の検討を行うというのが重要かとは思いますが、あらかじめこういう方策や評価を河川の規模とか特性に応じて分類していくというのが、なかなかうまくできなかったということでございます。

それでは、個別ダム検証の進め方と、それから、これまでの討議の補足のご説明をさせていただきます。以上でございます。

【委員】 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に対しまして、どうぞ、お気づきの点とご質問。どうぞ。

【委員】 この委員会の進め方についてお尋ねしたいんですけれども、打合会というのが別にあるわけで、〇〇（政務三役）ほか〇〇（政務三役）は出席されていない。それで、一応、今委員の意見を取り込んで整理されたと言われているわけですが、私も評価軸に関する、何時間考えたとは言いませんけれども、相当考えてつくったんですけれども、その辺は打合会でもいい悪いも何もなしで、今きているわけです。

したがって、今後どういうふうに進められるのか。私は、私の意見にこだわるつもりはございません。それで、会議で、これはもうやめよう、こうするんだよという意思決定を

していただかないと、今日も〇〇先生（委員）から宿題が出そうなんですけど、その辺がはっきりしないと、もう宿題に返事をする方針が立ちません。宿題に対して出したって、どう議論されて、どういうふうがいい悪いが判断されるのかわからなければ、出しようがないです。

以上でございます。

【委員】 このまとめの詳細を拝見しますと、もうパニックが起きるぐらいの複雑な内容で、また、これをどのように使うかということになりますと、いいとこ取りにならないとも限らない。

そこで、こういう趣旨の、こういうたぐいの文書の振りつけの仕方ですね。どういうふうにするのか、使えるのかということも示してあげませんと、いろいろ危惧される向きもあるわけです。注意書きが随分ついておりますので、それは参考になりますけれども、しかし、あんまり単純な羅列をしたり、あるいは右左に分けてしまうような基準でありますと、これまたいろんな知恵が働くんだらうと思います。

そこで、幅を持った使い方ですね。しかし、あんまり作為的なのはだめだと。真実なり実態というのは、全部すっぱりとここにはまるわけではありませんから、それをどのように解釈をして、どのように当てはめて、どういう条件のもとで使えるのかという、マニュアルみたいな、そういうものを考えておきませんと。それは今までの議論にも随分出ておるかと思います。危惧されるご意見、それから、ぜひこれはというご意見。それはウエートづけなり、アクセントづけとして、また必要なことであると思うんですが、そういう幅のつけ方、条件のつけ方、この使い方、どこまで許されるのかということは、基本的な問題になるかと思います。

しかし、最終的には各地方から立派な案が出ることを期待しなければいけませんし、また、それをこの評価軸の要素に従ってそれぞれチェックする機能も必要であるかとも思います。これだけぽんと示されたら、おそらくパニックが生ずるのではないか。その点が危惧されますので、その使い方について考えなくてはいけないのではないかと思います。本来、それがどこまで、どういう幅が許されるのかということが一番重要かと思います。

【委員】 どうもありがとうございました。

【委員】 さっきから、例えば、治水対策の方策で、たたき台というので、方策で、大きい川も小さい川も全部使っているという。私、そういうことを言っていましたけれど、実は全然趣旨が逆で、使えないものがあるでしょうと言っているようなものなんですよね。

つまり、これ、並列的にずっと書いたって、現状の土地利用からもうほとんど動かしようのないものがいっぱいあって、何か書いてあっても書きようがない。だから、私なんかスーパーAとかBとかに分けたらいいと言ったのは、この議論の仕方として分けたらいいよというような感じで言っているわけで。

それから、もう一つは、既に河川の分類というのは、最近では200年に1回とか、150年に1回とか、もう既にそういうふうにやっておられるんですね。ただ、そのときに、そういう意識を頭の中によく描いて計画案が出されているのかというのを、例えば、一番最後の有識者会議の意見なんてありますので、そういうときに、きちっとしたまともな計画になっているのかどうか、この計画がどういう考え方、哲学に基づいてなされているのかというのを、我々自身がチェックするための分類だと思っておいていただければ結構で、それは一種の書きようのない文書なわけですね。何を使えというのではなしに、使えないものがあるでしょうと。適用限界というのがあるでしょうという。だから、何でもこんなのを挙げたからって、できるわけではないでしょうというのが、そういう趣旨なんですね。

それから、もう一つは、これは先ほど〇〇先生（委員）が〇〇（政務三役）に言われたのが、それは非常に私も危惧していて。水利権の付与というのは、決定はやっぱり〇〇（政務三役）の専権事項なわけで、実はこれをどう使うかが、国の方向性というか、政策をどう生かすも殺すも、そこだと思っただけですね。だから、先ほど〇〇先生（委員）もちょっとそういうことを言われたんですけども、例えば融通をつけ合う社会というのは、日本独特の、またそこでいいところなわけですね、決定的な大戦争を起こすこともなく、歴史的に小競り合いは幾らでもやっていたけど、国内が戦争を起こすことなく、融通をつけ合ってきたわけで、それを水利権の融通というのは、日本の美しい伝統という部分もあるんですけども、もう一方、悪用されるのを私は非常に危惧して。例えば、水がない、融通してくれと言われたら、もう努力しなくなっちゃうわけですね。例えば、節水型社会をつくらうといったときに、節水してもしなくても融通をつけさせてもらっちゃったら、だれも節水するやつはいなくなるわけで。あるいは、工場だって、工業用水が足りないといったときに、回収率を向上させようと、今までも企業は努力してこられましたけれども。だから、あまりにも早く融通をつけさせちゃうと、逆にだれも努力しなくなってしまうこと。

それから、もう一つは、いずれ水道、下水道というのが、いろんな施設が更新期を迎えるというのは、実は昼間もそういう大きな会議をやっている、莫大な金が更新費用に

出てくる。地方だけでどうしても足りない場合、国の交付金のような形でお助けせざるを得ないような地域がいっぱい出てくるんですけど、そのときに、やっぱりきちっと節水をするような社会であるとか、地域がいろいろ工夫して、できるだけ水を使わないような仕組みをしているんだとかいうようなところをもっと言って、それに対する評価として、将来の交付金みたいなものを考えないと、あまりにも早くから政治主導で調整しますよと言われてしまうと、だれも努力しなくなってしまうところを、つまり、悪用されてしまうというのを非常に危惧して。これはもうほとんど書きようのない話なので、コメントみたいな話になってしまうんですけども。

【委員】 それは、今後、治水とか利水とかのあり方についてそういうお考えも含めて検討していったらいいのではないかと思います。

先ほど〇〇先生（委員）が、こんなことをやっていたらどうにもならないとおっしゃった。確かにこれまで打合会とか、この本会議とかの中で各評価項目や基準についていろいろなご意見を、それぞれの委員の方から、まだこういう問題があるんじゃないかなどいっぱいいただいております。

例えば整備水準の目標、これは大筋で決めているのだけれど、例えばダムが絡んできたときにはいろいろ議論になっていますね。また、定量的に評価できるものとできないものとか、そうした場合の評価基準、さらに各評価軸のウエート付けとか、あるいは先ほどあった評価軸の相互依存性については欄外に注記されているけれども、これは何のことかということになるのは明らかです。そこまで考慮されないかも知れない。

だから、そういうことも含めて、この間、各委員の先生方には、中間まとめの素案、全くの骨子素案をお渡ししているわけですが、この中ではただ順序良く項目を整理しただけです。だから、それぞれの項目の中味について、今日も議論がございましたけれども、評価基準、あるいは総検証の総合評価、そういったものも含めて、皆さんから今までにいただいた意見を織り込んだ形にしたい。それを実際にこの成案をつくって検証にかけた際に、相手の方というか、受けたほうがわからないようでは実効性がないということになる。

そういうものをもう少しきちっと精査して、検証作業を行う側からの資料がかなり統一したような形で出てこないことには、到底公平に評価できないということになるでしょう。そこらのことも考えた、〇〇先生（委員）がおっしゃった、マニュアルということでは必ずしもないとしても、そのような形で示す必要はあると思うんですよ。だから、その作業を、非常に現実的だけれど、これから詰めてやろうということですよ。

【委員】 そのスケジュールが、一応、個別ダム検証のたたき台の評価軸が6月というふうに私はお聞きしているんですけども、そうすると、どういうふうな評価軸でもいいんですけども、それができたら、それで何の検証もせずに、委員会でばいとそれで地方に、あるいは、どこが評価されるかわかりませんが、そのときに、「お、こんな結果だ」ということになったのではまずいのではないかと。そうすると、例えば、経験されている〇〇先生（委員）なんかも、このダムを中止にした、そういう判断のときが、今度提案する評価軸のあれでやったら、やっぱり同じ答えになるのか、ずれてくるのか、そういう形で検討するとか、時間が要るだろうと思うんです。したがって、一応試案として、チェックする期間が要るのではないかと懸念するわけです。そうすると、それはどのようにお考えなんでしょうかと。

それから、私が気になっているのは、今、たたき台だと〇〇先生（委員）おっしゃったんですが、資料3の1ページのところの、先ほど〇〇先生（委員）も言われた事業費の点検という、コストが一番最初に来るんですけども、コストなんていうのは、代替案なんか——これは先ほどの説明ではダムの事業費ということでは言われませんでしたけれども、代替案のコスト、後ろのほうに書いてある、明示されていない。評価軸のほうには出てくるんですよ。だから、そうすると、コストというものは、代替案にしる何にしる、できてきてから全部が算出できるわけですね。だから、そういう意味のことを含めて、どこまで我々委員は〇〇先生（委員）に対して何かコメントしていいのかどうか。この辺はもう〇〇先生（委員）がもうオーケーを出しているんだという辺がはっきりすると、ものが言いやすいんですが。

【委員】 私は、このたたき台を決してオーケーはしていません。だから、これをたたき台として、いろいろご意見をいただいているわけで、皆さんからいただいた意見は逐一わかっているのですが、それを今おっしゃったように、どう表現して、またそれを使って生かせる形にしてほしいということです。そのために、またご意見をいただきたいと思うとともに具体的な作業を進めていこうということです。

だから、それをどう進めるかの日程については、具体的にまたこの次にでもお話ししますので、それについてのご意見を聞かせていただくのは結構だと思う。

【委員】 ちょっといいですか。

【委員】 僕もちょっと。

【委員】 では、私がお先によろしいですか。申しわけない。

これ、事業費の点検と書いてあるのが、ワーキングでも結構引っかかっていたね。これはどうしてこう書いてあるのかというと、やっぱり今回の検証にあたっては、現在のダム計画が1つのリファレンスであるからです。だから、リファレンスに対して、しっかり事業費はどうで、どんな問題点があるかということを知っていることが大事だし、それについてはある程度精度よくこれまでも検討されているわけです。それがまずこのプロセスのこここのところであるということです。そうであれば、これは事業費の点検というよりも、リファレンスが何であるかを認識するというふうなポジションにあるわけですね。

それで、この事業費とあまりにもかけ離れたものが出てくるというのは、やはり代替案として成り立たないし、当然、効果が違うものであるとか、実効性に差のあるようなものは出てこないということでしょう。その意味で、リファレンスをしっかり認識しましょうというのが多分この絵の意味するところだと思うのですが、必ずしもそんなふうには書いていないような気がします。総事業費であるとか、堆砂計画であるとか、工期とかというのは、今のダム計画をちゃんとリファレンスとして認識しましょうというような段階のところを書いてあるのです。それをその表書きが事業費の点検と書いてあるから、何でこんなところにこんなものがあるのかというような気になってしまうのじゃないでしょうか。

それから、もう一つ……。

【委員】 　だから、それを、そういうことに対して、具体的に〇〇先生（委員）はこういうふうに表現したらどうかという案として言っていたきたい。

【委員】 　私はこれでそういう認識をしていたわけです。この言葉でも、私はそんなに言葉はどうであっても中身がそうであったらいいというような見方をしてたので、あまり気にしないできた。

それから、もう一つ、先ほどカテゴリーの話、スーパーAとかAとか。これは、私、〇〇さん（事務局）からも、「AとかBとか言うけども、そういう分類がどんな場面で役に立つのか」というふうに言われました。たしかに一つ一つの施策の議論の中では、AとかBとかいうカテゴリーがそんなに効かないなというふうな話でした。私も気になりながら、もうちょっと考えたら、こんなことなんですね。

カテゴリーによって、実は基本方針が決まっているんですね。氾濫原の面積であるとか、川のスケールとか、流域面積の大きさ、そこの資産、人口、そういうものを決めながら、1/100であるとか、1/200とか、決めてきたわけです。そこにさらに気象条件が入って、それがどんな規模の雨であるとか、流量に対応するのかということです。これが

非常に重要な、その土地の感覚を決めているわけですね。

一方、整備計画では、これまで進んできた経緯であるとか、あるいはその土地の資産であるとか、いろいろなものを勘案しながら、あるいは既往の洪水であるとか、そういうものも考えながら、整備計画というのは必ずしも上述の条件と連動して決まっているわけではありません。大きな被害を受けたところは、場合によっては高い確率のものになっているし、あるいは、これまで整備が十分力を注いできたところは若干高目のレベルになっているとか、さまざま違うわけです。この差が、今後どういう整備計画をしていくかということに、ものすごく関係しているんです。

だから、自分たちが考えている流域が、カテゴリーのどれに、スーパーAか、Aか、Bかということとともに、今までどこまで進んできて、どういうレベルなんだということが大事です。1/50の基本方針を持っているんだけど、1/10の整備計画をやらなければいけないというときに、1/50になじむようなダム計画がどんと出てくるというのは、やっぱりおかしいなといったような感覚です。そういうような話ができるのは、その川のカテゴリーが何で、今自分たちはどの状態にあるんだということの認識が大事だと思います。そういうようなものが、どういうメニューを選んでくるかという場面でにきっと効いているのではないかなと思います。このことをつけ加えておきます。

【委員】 それに関連しまして、結局、ダム案でいく場合は、非常に安全度が高いものになっているわけです。例えば、安全度が50分の1とか100分の1のように。当然のことなんですね。基本方針に近いようなところでダム案はできています。これは作り直すことはできないということなので、それはそれとして当然のことです。

ところが、実際の支川。例えば、本川があって支川がある。そこを県が管理していたら、それは10分の1とか、先ほど言われたように、場合によったら20分の1とか、いろいろなカテゴリーをつくってやっているわけです。それが認められるような形にしないと、例えば、50分の1でダム案と代替案があって、ダム案が代替案に比べて安いからといって、それに必ずしもいくべきではなかろうと。というのは、10分の1ぐらいでやらなければいかんような川がたくさん地方にはあるわけですね。だから、その辺のバランスをとるといっているのは、やっぱり地域の人がきちんとやっていくし、我々もそういう見方をしていないといかんというふうに思うんです。それはそういうことで、〇〇先生（委員）と全く同じ意見なんですけれども。

もう一つ、政務三役の皆さん方をお願いというのは、資料3の3ページ、別紙1の③に

書いていますように、例えば、この中のほうにあります、土地利用の規制とか、水田等の保全とか、こういうところは、国交省だけでなかなかできないですね。水田の保全なんかをやろうと思ったって、これは農水省とやっぱりいろいろな形で議論していかないと。そういうものを取り入れていかないと、新しい方式は出ない。あるいは、ダムに頼らないとか、堤防に頼らない方式の洪水対策はやりにくいわけですね。したがって、こういうものをほんとうは政治的に議論していただいて。政治的に議論というよりも、トップの人が議論する。それを通常は法制化していくということが、私は大事ではないかと思います。

ただし、すぐに法制化できて答えが出るものではないので、こういうものを採用するところについては、例えば、地方でやりたいということであれば、これを後押しするようなインセンティブ経費のようなものをつけていくとか。そうしないと、僕は新しい方式はなかなか出てこないのではなかろうかなと思っています。

したがって、水田等の保全とか、土地利用規制とか、ほかにも水害保険とか、こんなものがあるかもわかりません。この辺はなかなか1省だけではできないので、もう少し上のほうで議論していただいて、その方向性を出してもらったら、二、三十年の間で我々はやる項目をつくるんですから、それを今度はどういうふう to 評価軸の中に入れていくか、これはこちらのほうでも議論していたんですけど、精度はダムなんかよりは悪いと思うんです。だけれども、方向性がいいものについて、何とか救えるような方向へ持っていかないと、新しい治水方式というのは出てこないのではないかと考えています。

【委員】 一言だけ申します。

他省庁と議論いたしますと、できるものができなくなることがあります。

【委員】 あ、そうでしょうか。

【委員】 ですから、これは現場に任せたほうがうまくいく。

【委員】 現場のほうがいい。ああ、それならそれでいいと思いますが、新しい治水理念を立案しないと。

【委員】 というのは、河川事業というのは、最近まではほとんど農民のためだったんです。農民から絶対の信頼を受けているわけですよ。ですから、これを制度問題として他省庁にもちかけますと、お互い、建前で突っ張りますから、これ、できるものができなくなっちゃうという面もございます。むしろ、そっちのほうが危惧されます。

【委員】 私の専門は行政とか財政ですが、これまでの議論を伺っていてといいましょか、〇〇先生（委員）もおっしゃいましたように、いつまでに何をするのか、ここで何

をすべきか方向を見失っている感がありますので、むしろ〇〇（政務三役）に確認させていただきたいんですけども。

当初、1回目にもご発言がございましたけれども、ダムというのは巨額な経費がかかるというのと、長期にわたって、一度計画ができると、それを実施してしまう。実際には人口が減ってくるし、水の需要が減ってくる、そうした状況に合わせて見直していくという必要があるのではないか。そういう視点でこれに取り組むということはよろしいですね。

その当然の前提といたしましては、今日も補助ダムでも国費を投入するというお話がございましたけれども、国の財政が大変厳しい状態にあるときに、当然のことながら、治水を中心とした公共事業費全体をどういう形で抑制していくかというのも、当然求められているところだと思いますし、そのために、現行のダムの事業計画を見直して、安いコストで同じ効果が上がる、あるいは、安い形での治水対策というものを考えていく必要があるのではないか。そういう認識、これは改めて確認するまでもないかと、そういうことだと思います。

そうした場合に、先ほどから議論が出ておりますけれども、今日の検証の進め方の1ページ、資料3で言いますと、これは手続の話がずっと書いてありますし、先ほどからちょっと議論がありましたけれども、やはり事業費の点検というところ、これはどこまで含むか知りませんが、ほんとうに需要がどこまであるのか、そして、工事関係の経費その他がどれくらいかかるのか、これは精査する必要があると思いますし、そこで利水のところで気になったのは、今決められている水準というのをやはり前提にしなければいけないのかどうか。そこも、ある意味で言いますと、見直しの対象——需要に応じて、当然、利水の話も変わってくるのではないかと、あるところがあると思っていて、その見直しでもって代替案の検討をして、わかりやすく言いますと、安上がりの方法で同じ効果が出るとすれば、それを採用するという事はそれほど難しくないと思いますけれども。

現実に行うために、それぞれのところがどう評価をするかという話になりますと、その評価軸の話が、この間から打合会でもなかなか議論が進みませんのは、先ほど〇〇先生（委員）のほうからもありましたけれども、最後の4ページの別紙2でありますと、これを各個別ダムの担当の方にお示しして、これが評価軸ですから、これでもって今申し上げたような観点から自分で検証していただきたいといったときに、果たしてそれがうまくいくのかどうか。経費の問題もありますけれども、きちんとした形で、横並びにバランスのとれたような視点からその検証ができるのかどうか。ここのところは、私は、次の

作業として、先ほど〇〇先生（委員）もおっしゃいましたけれども、そこを詰めていく必要があるのかなと思っております。

そうだとしますと、次の作業は、1つは、この評価軸に、これまでの議論が出ているところで言いますと、ウェートを少し考えていくとか、点数化をしてという話もあったと思います。できるかどうかわかりませんが、そういうことを検討していくとか。もう一つは、やはり河川による類型ということも考慮せざるを得ないのではないかな。そういうことを詰めていくという作業をこれからするというところでよろしいのかどうかというのを確認をさせていただきたいといいたいまいしょうか、これまでの我々の打合せでは、かなりその辺について突っ込んだ議論もされていたと思いますので、ちょっと確認をさせてください。

【委員】 だから、確証を経てね。要は、このままでは、こんなことを言ったらいけないけれど、受け取った方が勝手に解釈できるし、それから、非常に使い方が悪いしということになると、せっかくやっても効果が現れない。そこで今までの議論の結果を具体的に反映した表を作成する。

先ほども申しましたように、これからこれを開示して、各地方で検証をやってもらう。その場合に、僕は共通して理解できる形の〇〇先生（委員）が言ったようなマニュアルとしてどういうふうに示すのか、その流れと中身が大事だと思うんです。そのために今までご議論願った御意見をどう表現できるのか、そういうことをお考え願いたいということなんです。それをいただいた上で、何よりも具体的な評価軸として設定できるようなものをつくりたいというか、そういうことをつくる必要があるということですね。そういうご理解を願えれば非常にありがたいんですが。

【委員】 としますと、皆さんお忙しいところ、貴重な時間を費やして会議をしているわけですから、そこまで確認をもししていただけるのならば、次のステップに入るように、これからぜひ、これは〇〇先生（委員）のほうにリードをお願いしたいと思います。

【委員】 時間がないので、もうこれからは一般論は言わないことにしたい。そこまで制約することはないけれど、やはりできるだけ具体的に、また単刀直入にお願いできれば有難いのですが。

【委員】 幅のあるものを示せば、適切なものが出てくるだろうと思います。あまり杓子定規になると、議論を潜られたり、知恵を使われるということなんです。

【委員】 例えば、技術的に細かいことは必要ないのではないかな。相手側は、十分それぐらいのことは考えるだけの能力をみんな持っている。

【委員】 ただ、敬遠されないように、喜んで出してくれるようにしたいと思いますね。

【委員】 ○○（政務三役）にも、そのように努めますので、これから努力いたしますので、一つご了解いただいて。何か。

【政務三役】 ○○先生（委員）はじめ先生方、熱心なご議論をいただきましてまことにありがとうございました。心から御礼申し上げます。本日は利水の観点、それから評価の議論を中心にさせていただいております。さて、評価軸の話なんですけれども、先生方がこれだけ時間をかけて、専門家の方々が集まられて立派なものをつくっていただいて、それを地域で趣旨をよく理解していただいて、しっかりと評価していただくことが重要だと思っております、なかなか大変なんですけれども、河川ごとに評価をして、新たな評価軸に基づいて個別のダム、あるいは導水路の検証をしていくという作業をしていただかなければならない。そうでないと一体何のための評価軸を先生方にまとめていただいて、そして検証を時間をかけてやったのかということになってしまうと思うんですね。

したがって、一番の能力があり、そして専門性を持っているというのは、やっぱりこれをまとめていただく先生方だと思いますので、ご苦勞をおかけすることにはなりますが、これからも引き続き先生方にはお力をお借りしていかなければならないと考えております。よろしく申し上げます。

【委員】 その取り組み方についても、今後直ちに検討したいと思います。また、○○（政務三役）と相談させていただいて。

【政務三役】 よろしく申し上げます。

【委員】 それでよろしゅうございますか。

恐れ入りますが、今日の宿題、よろしく申し上げます。

それでは、どうもありがとうございました。

【政務三役】 どうもありがとうございました。

— 了 —